

## 鳥栖市自主防災組織育成及び指導に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び鳥栖市地域防災計画に基づき、自主防災組織に対する育成及び指導を行い、もって本市の災害対策及び防災機能の充実に資することを目的とする。

### (自主防災組織)

第2条 市長は、自主防災組織の結成を推進するため、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害の発生の際に迅速かつ十分な防災活動が行われるよう結成された自主防災組織を育成及び指導するものとする。

2 自主防災組織を結成する基準は、原則行政区を単位とする。

### (育成指導)

第3条 市長が行う自主防災組織の育成及び指導は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の結成に係る指導及び助言
- (2) 自主防災組織の活動に係る企画立案の指導及び助言
- (3) 自主防災組織の育成に係る助成
- (4) 防災情報及び資料の提供及び貸出し
- (5) 自主防災組織が行う訓練等の助言及び協力

### (結成届等)

第4条 自主防災組織を結成したときは、当該自主防災組織の代表者は、自主防災組織結成届（様式第1号）に規約、組織図等関係書類を添付し、市長に届け出るものとする。

2 前項の届出を行っている自主防災組織の代表者は、役員、規約、組織等に変更があったときは、市長に自主防災組織変更届（様式第2号に変更内容のわかる書類を添付し、市長に届け出るものとする。解散する場合も同様とする。

### (活動の指導)

第5条 市長は、前条の規定により結成された自主防災組織の活動に対し、その自発的な活動を計画的に行うよう指導するとともに、組織の活性化を図るよう助言に努めるものとする。

### (育成の助成)

第6条 市長は、自主防災組織の育成を図るため、予算の範囲内において防災用品の購入に要した費用の一部を助成するものとする。

### (助成の基準等)

第7条 助成の対象、基準及び限度額は、別表1のとおりとする。

### (助成の申請)

第8条 助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、前条の助成基準等に基づいて、自主防災組織防災用品購入費助成金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、

市長に提出しなければならない。

- 2 前条別表1（1）結成時の助成の申請は、第4条の自主防災組織の結成したときに限るものとし、結成後6か月以内に行わなければならない。
- 3 前条別表（2）継続の助成の申請は、自主防災組織の結成したときから3年を経過した翌年度から申請できるものとし、申請した年の翌年度から3年は申請できないものとする。

（助成の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成することが適切と認めるときは、助成金の交付を決定し、自主防災組織防災用品購入費助成金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（助成金請求書）

第10条 助成金の交付決定通知を受けた自主防災組織の代表者は、自主防災組織防災用品購入費助成金請求書（様式第5号）に防災用品を購入したことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた自主防災組織が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に助成した助成金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 自主防災組織を解散したとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表 1

## 防災用品購入費助成基準等

## (1) 結成時

対 象	基 準	限 度 額	
防災用品 ・ヘルメット ・ハンドマイク ・消火器 ・非常用食料品 ・救急用品 ・懐中電灯 ・救助用器具 ・その他市長が適当と認めたもの	防災用品の購入金額 (2以上の防災用品を 購入した場合は、その 合計額)	100世帯未満	100,000円
		100世帯以上 200世帯未満	110,000円
		200世帯以上 300世帯未満	120,000円
		300世帯以上 400世帯未満	130,000円
		400世帯以上 500世帯未満	140,000円
		500世帯以上	150,000円

## (2) 継続

対 象	基 準	限 度 額	
防災用品 ・ヘルメット ・ハンドマイク ・消火器 ・非常用食料品 ・救急用品 ・懐中電灯 ・救助用器具 ・その他市長が適当と認めたもの	防災用品の購入金額 (2以上の防災用品を 購入した場合は、その 合計額)	○自主防災組織が購入する防災用品の購入金額の50,000円を上限とする。 ○補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	



自主防災組織変更届

年 月 日

鳥栖市長 様

名 称  
代表者

自主防災組織を下記のとおり変更しましたので、関係書類を添付し、お届けします。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更内容

様式第3号

自主防災組織防災用品購入費助成金交付申請書

年 月 日

鳥栖市長 様

名 称  
代表者

鳥栖市自主防災組織育成及び指導に関する要綱の規定に基づき、自主防災組織防災用品購入費助成金の交付を申請します。

名 称			町 名	
世 帯 数		結成年月日	年 月 日	
防 災 用 品 名	数 量	金 額 (円)		備 考
合 計				

第 号  
年 月 日

様

鳥栖市長 印

自主防災組織防災用品購入費助成金交付決定通知書

年 月 日付で、自主防災組織防災用品購入費助成金交付申請がありましたことについて、鳥栖市自主防災組織育成及び指導に関する要綱の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付団体

2 助成金決定額

防災用品購入に要する金額	金	円
助成金決定金額	金	円

3 その他

購入されました防災用品について、故障等生じた場合は、自己の責任において補修してください。

なお、防災用品購入の助成は、本申請の翌年度から3年を経過するまでは行うことができません。

自主防災組織防災用品購入費助成金請求書

年 月 日

鳥栖市長 様

名 称  
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定がありましたことについて、下記のとおり購入しましたので、請求します。

記

1 交付助成金額 金 円

2 購入防災用品

防 災 用 品 名	数 量	金 額(円)	備 考
合 計			

3 振込先

※ 交付決定通知書及び購入領収書を添付すること。